(2)　使用料（地方財政法第六条の政令で定める公営企業に係るものを除く。ロにおいて同じ。）及び手数料
(3)　分担金及び負担金
ロ　次に掲げる徴収金の東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合において、東日本大震災による被害を受けた地方団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域（震災特別法第二条第三項に規定する特定被災区域をいう。）内にあるものが、平成二十三年度に同法第八条第一項第一号の規定により地方債をもってその財源とすることができる額として総務大臣が調査した額
(1)　地方税法第四条第二項及び第三項又は第五条第二項及び第三項の規定により県又は市町村が課する普通税、同条第五項の規定により指定都市等が課する事業所税並びに同法第五条第六項第一号の規定により市町村が課する都市計画税
(2)　使用料及び手数料
(3)　分担金及び負担金
十三　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める平成二十三年度の減収見込額として総務大臣が算定した額
イ　道府県　地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この号において「地方税法改正法」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十五号。以下この号において「震災特例法」という。）の施行による次に定める収入の項目に係る減収見込額
(1)　道府県民税の所得割に係る減収見込額
(2)　道府県民税の法人税割に係る減収見込額
(3)　個人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額
(4)　法人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額
(5)　不動産取得税に係る減収見込額
(6)　自動車取得税に係る減収見込額（地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金（地方税法第百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。ロにおいて同じ。）の減収見込額を除く。）
(7)　自動車税に係る減収見込額
(8)　地方法人特別譲与税に係る減収見込額
ロ　市町村　地方税法改正法、地方税法等改正法及び震災特例法の施行による次に定める収入の項目に係る減収見込額
(1)　市町村民税の所得割に係る減収見込額
(2)　市町村民税の法人税割に係る減収見込額
(3)　土地に対して課する固定資産税に係る減収見込額
(4)　家屋に対して課する固定資産税に係る減収見込額
(5)　都市計画税に係る減収見込額
(6)　軽自動車税に係る減収見込額
(7)　自動車取得税交付金に係る減収見込額
（震災復興特別交付税額の一部を平成二十四年度において交付する場合の算定方法）
第二条　法第四条第一項の規定により、法第一条に規定する震災復興特別交付税額の一部を平成二十四年度分の地方交付税の総額に加算して交付する場合における、地方団体に対して交付すべき震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額については、別に省令で定める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第一条第四号（別表第四の項（十七）に係る部分に限る。）、第五号（別表第五の項（十九）に係る部分に限る。）及び第九号の規定　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第　　号）の施行の日
二　第一条第十三号イの規定（地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）に係る部分に限る。）　地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日

別表

一	二
(一)　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項の規定による負担金	(一)　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十三条第一項の規定による負担金
(二)　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項又は第二項の規定による負担金	(二)　災害救助法第三十六条の規定による負担金
(三)　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第二項の規定による負担金	(三)　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条の規定による補助金（地方公共団体が行う企業（以下この表において「公営企業」という。）に係る市場事業に係るものを除く。）
(四)　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第五条の規定による負担金	(四)　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第二項又は第百九十三条の規定による補助金
(五)　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十条第二項の規定による負担金	(五)　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による負担金
(六)　空港法（昭和三十一年法律第八十号）第九条第一項の規定による負担金	(六)　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第三項の規定による補助金（都道府県警察費補助金を除く。）
(七)　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二十六条第一項の規定による負担金	(七)　海岸法第二十七条第一項の規定による負担金
(八)　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十八条第一項の規定による負担金	(八)　地すべり等防止法第二十九条の規定による負担金
(九)　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六十条第一項の規定による負担金	(九)　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十一条第一項又は第十六条第一項の規定による補助金
(十)　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項又は第十一条第四項の規定による負担金	(十)　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二十一条の規定による補助金
(十一)　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第五条第一号の規定による負担金	(十一)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十二条の規定による補助金